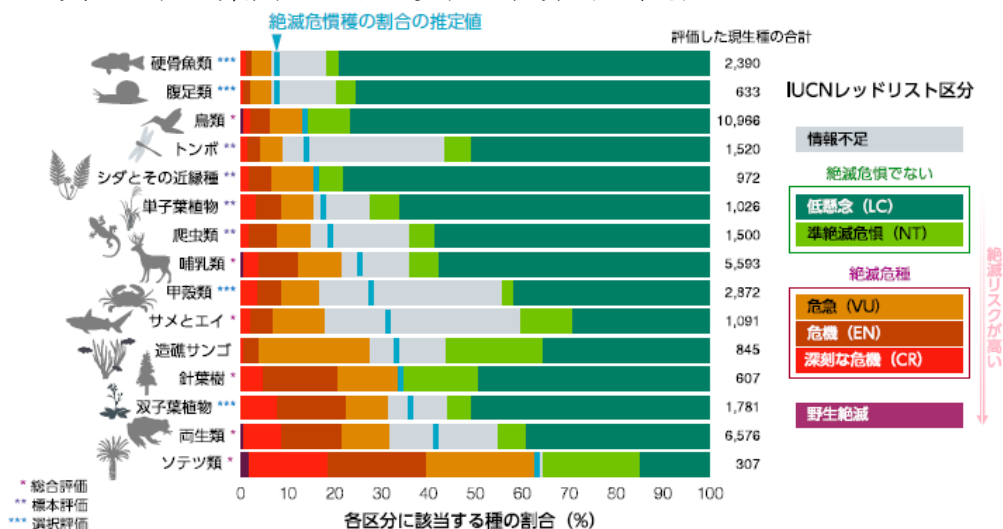


## ○異なる種の集団における現在の世界的な絶滅リスク

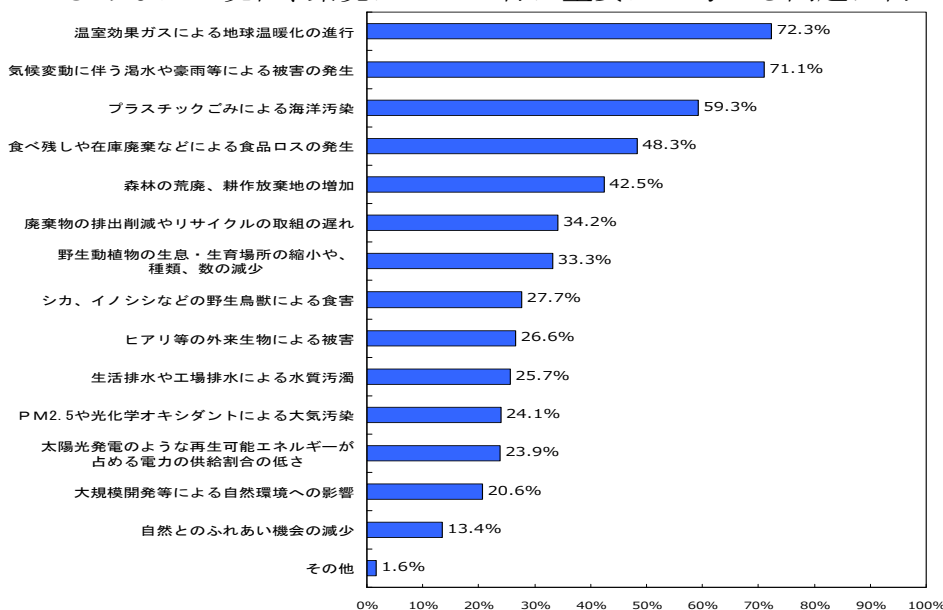


出典：環境省「令和2年版環境白書」

## 4 県民の意識の変化

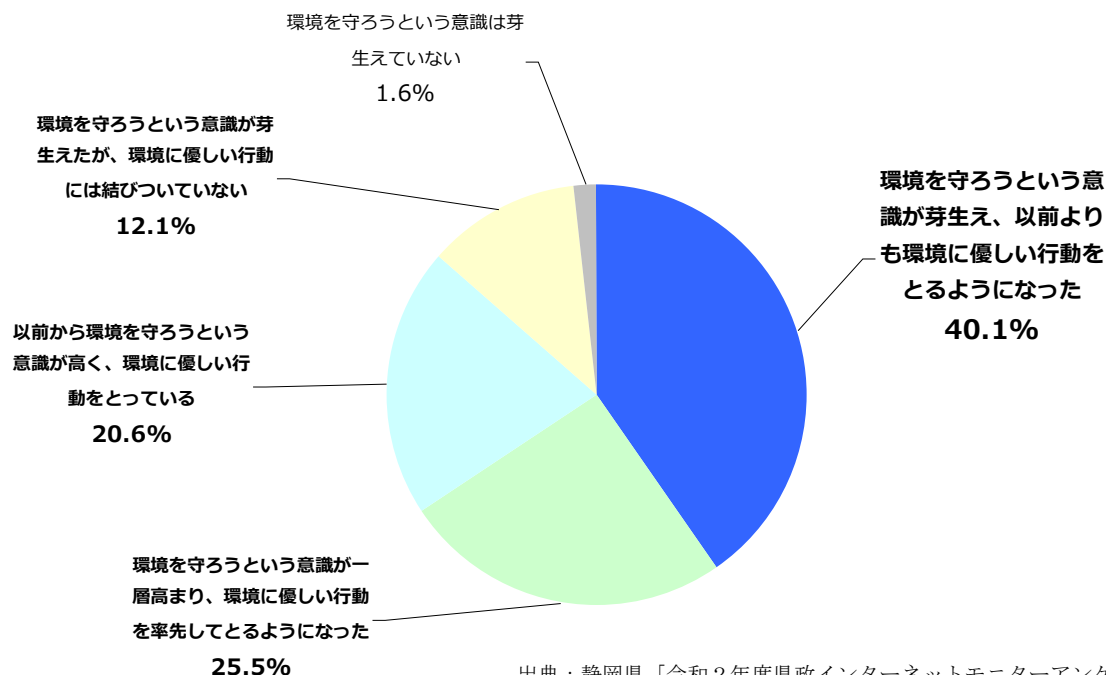
2020 (令和2) 年9月に実施した県政インターネットモニターアンケートでは、「あなたが現在、環境について特に重要だと考える問題は何ですか。(複数回答可)」という設問に対し、「温室効果ガスによる地球温暖化の進行」が72.3%、「気候変動に伴う渇水や豪雨等による被害の発生」が71.1%、「プラスチックごみによる海洋汚染」が59.3%となりました。2009 (平成21) 年度に実施した県政世論調査では、「廃棄物の大量発生や不法投棄」(69.3%)、「家庭からの排水などによる川や海の水質汚濁」(35.9%)などが上位を占めていましたが、今回の結果から、地球温暖化、気候変動、海洋汚染等、地球規模の課題への関心の高まりがうかがえます。また、同インターネットモニターアンケートでは、「10年前と比べると、あなたの環境に対する意識と行動はどのように変わりましたか。」という設問に対し、全体の7割以上の方に環境意識の芽生えや向上が見られ、着実に県民の意識が向上していることがうかがえます。

○あなたが現在、環境について特に重要だと考える問題は何ですか。(複数回答可)



出典：静岡県「令和2年度県政インターネットモニターアンケート」

○10年前と比べると、あなたの環境に対する意識と行動はどのように変わりましたか。



出典：静岡県「令和2年度県政インターネットモニターアンケート」

## 5 本県の環境の現状と課題

### (1) 脱炭素社会

本県では、2015（平成27）年に策定した「改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画」（2020（令和2）年一部改定）において、2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量を2005（平成17）年度比で21%削減する目標を設定し、温室効果ガスの排出削減の取組を計画的に進めてきました。

2018（平成30）年度における県内の温室効果ガスの排出量は29,182千t-CO<sub>2</sub>で、基準年度である2005（平成17）年度に比べ、18.2%の減少となっています。ただし、冷蔵・空調機器の冷媒として用いる代替フロン類の増加により、その他ガスは40.0%増加しています。また、温室効果ガスの排出量の9割を占める二酸化炭素排出量は約18.6%減少しています。

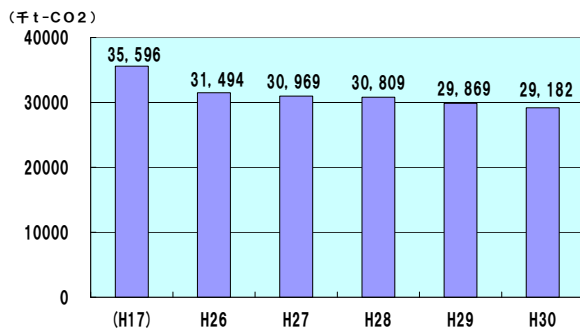
また、本県では、2017（平成29）年に策定した「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、「創エネ」、「省エネ」、「経済活性化」の3つの視点でエネルギーに関する施策を展開してきました。2018（平成30）年度における新エネルギー等の導入量は、116.5万kWh（原油換算）となっており、2014（平成26）年度の80.5万kWhから着実に増加しています。

二酸化炭素の吸収源、水源の涵養など森林は多面的な機能を有しています。こうした森林の多面的機能の向上を図るため、県では毎年、10,000ha以上の森林整備（植栽、下刈、間伐等）を計画的に行っています。

2020（令和2）年10月の菅内閣総理大臣による2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、2021（令和3）年2月、知事が国と歩調を合わせ、2050年までに温室効果ガスの排出量を吸収量と均衡させて実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指すことを

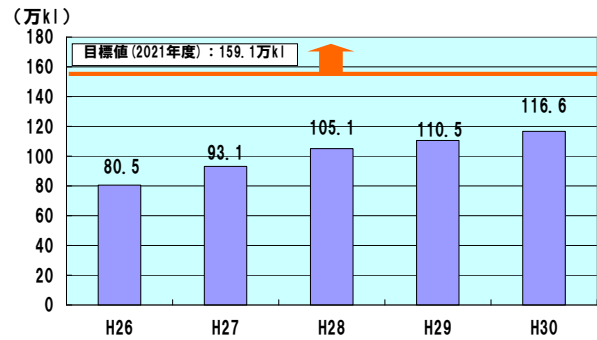
表明しました。

○本県の温室効果ガス排出状況の推移



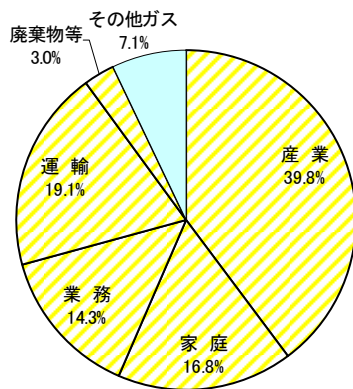
出典：静岡県「温室効果ガス排出量算定調査」

○本県の新エネルギー等の導入量（原油換算）



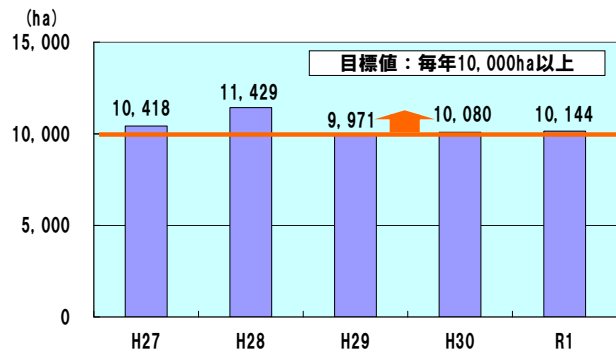
出典：静岡県「令和2年版環境白書」

○温室効果ガスの部門別の構成（H30 速報値）



出典：静岡県「温室効果ガス排出量算定調査」

○森林の多面的機能を  
持続的に発揮させる森林整備面積



出典：静岡県「令和2年版環境白書」

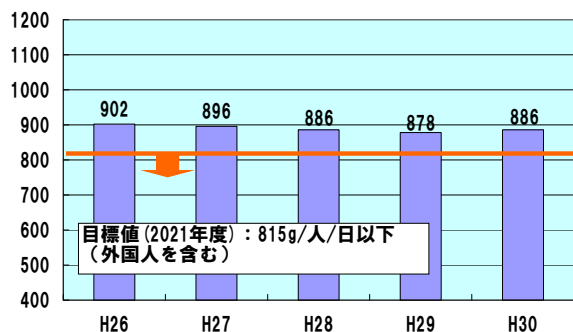
<今後の課題>

- ・長期的な目標である脱炭素社会の実現には、産業構造や県民のライフスタイルの大きな変革を伴う程の化石燃料消費量の大幅な削減が必要であり、県民や企業・団体等と連携し、取組を推進していく必要があります。
- ・再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、エネルギーの地産地消と地域企業によるエネルギー関連産業への参入を促進し、地域経済の着実な成長やレジリエンスの強化につなげていく必要があります。
- ・二酸化炭素の吸収機能や水源涵養機能等、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させていくため、間伐や主伐後の造林等の森林整備を適切に実施していく必要があります。
- ・県産材の更なる需要拡大のため、供給体制の強化や販路の開拓、民間の非住宅分野における利用拡大等を促進する必要があります。

## (2) 資源循環社会

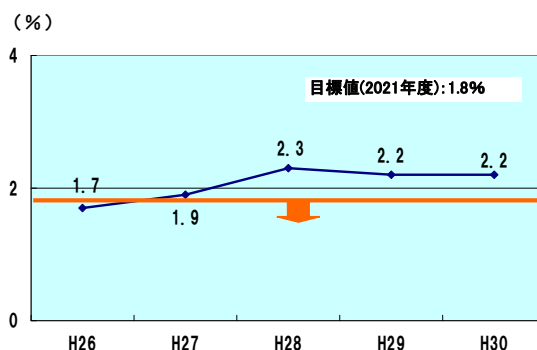
本県では、2016（平成 28）年に策定した「第 3 次静岡県循環型社会形成計画」に基づき、循環型社会の実現に向け、3 R の推進、廃棄物適正処理の推進等に計画的に取り組んできました。本県の一般廃棄物排出量（1 人 1 日当たり）は、2003（平成 15）年度以降、減少傾向を維持してきましたが、近年は減少割合が鈍化し、2018（平成 30）年度は 886 g / 人・日となっています。また、産業廃棄物最終処分率については、2018（平成 30）年度は、2.2%となっており、近年は横ばい傾向が続いています。

○一般廃棄物排出量（1 人 1 日当たり）  
（g / 人・日）



出典：静岡県「令和 2 年版環境白書」

○産業廃棄物最終処分率



出典：静岡県「令和 2 年版環境白書」

### <今後の課題>

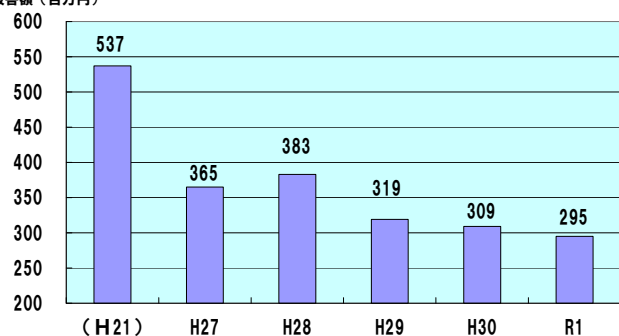
- ・製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化したサーキュラーエコノミーの形成に向けた取組を促進する必要があります。
- ・一般廃棄物排出量の削減が頭打ちとなっており、継続的な削減に取り組む必要があります。
- ・海洋プラスチックごみの削減に向け、プラスチックごみの発生抑制と海洋流出防止に県民・市町・事業者等と連携して取り組む必要があります。
- ・アフターコロナにおける生活様式の変化に伴うごみの量や組成の変化を的確に把握し、対応する必要があります。
- ・人口減少による非効率的なごみ処理施設運営等の課題に対応するため、市町との連携のもと、ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画を策定し、ごみ処理の広域化等を推進する必要があります。
- ・不法投棄の小規模ゲリラ化が進み、リサイクルや有価物と称した偽装、廃棄物混じりの残土の土地造成等への使用など、不適正処理を見抜くことが難しくなっており、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の未然防止を徹底する必要があります。
- ・食品ロス削減推進法の施行（令和元年 10 月）に伴い、食品ロス削減推進計画を策定し、市町と連携して、家庭や事業所から排出される食品ロスの更なる削減を目指して取り組む必要があります。
- ・全国各地で自然災害が頻発していることから、災害廃棄物の迅速な処理のため、平時から市町の対応力の向上を図るとともに、広域処理体制を構築していく必要があります。
- ・産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者の処理責任の徹底や処理業者への指導強化を図るとともに、優良事業者の育成を図る必要があります。

### (3) 自然共生社会

本県では、2018（平成30）年に策定した「ふじのくに生物多様性地域戦略」に基づき、本県の生物多様性に関する取組を計画的に推進してきました。本県は、豊かな自然に恵まれ、全国有数の動植物相を誇る地であり、哺乳類では、全国約160種のうち51種、鳥類では全国約700種のうち414種、植物では、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類を除く全国約7,000種のうち3,419種の生育が確認されています。一方で、有害鳥獣による農林産物への被害金額は2019（令和元）年度で2億9,506万円となっており、ピークであった2009（平成21）年度の約55%に減少しているものの、被害は依然として多い状況にあります。

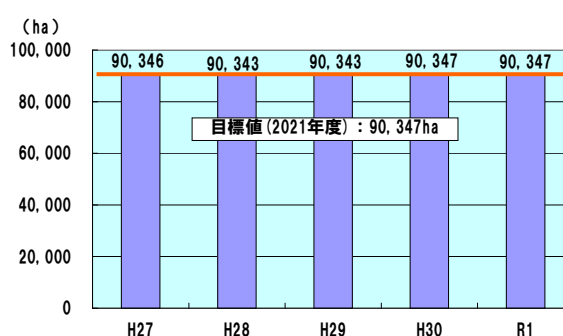
また、県では、自然環境が優れた状態を維持している地域等を自然環境保全地域や自然公園に指定しています。県内の自然環境保全地域・自然公園の指定面積は90,347haとなっており、県土の約11%を占めています。

○本県における野生鳥獣による農作物の被害額  
被害額（百万円）



出典：静岡県地域農業課

○自然公園・自然環境保全地域面積



出典：静岡県「令和2年版環境白書」

#### <今後の課題>

- ・「生物多様性」の概念に対する県民の認知度、重要性に対する理解度の向上を図り、本県の豊かな生物多様性の保全につなげていくため、より一層の普及・啓発が必要です。
- ・ユネスコエコパークに登録されている南アルプスの優れた自然環境の保全の重要性について、県民をはじめ国民から更に理解を得ることが必要です。
- ・富士山登山者（特に初めての登山者、外国人）に登山マナーが十分に浸透しておらず、事前広報を強化することが必要です。また富士山五合目周辺では、生態系を脅かす外来植物の侵入が確認されているため、地域や企業の外来種対策の取り組みを促進することが必要です。
- ・アフターコロナ時代における人々の農山村・森林への意識変化、移住意向者のニーズを的確に捉え、新たな森林空間の活用による観光需要の創出など、森林・山村の多面的機能の発揮、山村地域の活性化、持続可能な森づくりを図る必要があります。
- ・ニホンジカの採食、踏圧等による生態系への影響が顕在化するとともに、農業被害が深刻化しており、ICT等の新たな技術の導入による捕獲の推進や捕獲体制の強化が必要です。

#### (4) 良好な生活環境の確保

大気環境については、県内に設置されている一般環境大気測定局 57 局、自動車排出ガス測定局 10 局の合計 67 測定局で常時監視を実施しています。2019（令和元）年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質の環境基準の達成率は 100%でしたが、光化学オキシダントについては、依然としてすべての測定局で環境基準を未達成となっています。

水環境については、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準として健康項目 27 項目、生活環境項目 13 項目を設定し、常時監視を実施しています。健康項目については、134 地点で測定した結果、全測定地点で環境基準を達成しています（令和元年度）。生活環境項目については、120 地点（河川 64 地点、湖沼 2 地点、海域 54 地点）で測定した結果、生活環境項目の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）は、河川 100%、湖沼 50%、海域 87%で環境基準を達成しました（令和元年度）。

環境影響評価については、環境影響評価法の対象事業に加え、静岡県環境影響評価条例により、法対象外の事業についても、環境への影響が懸念される場合には、環境影響評価の対象とすることで、幅広く環境影響評価手続の実施を指導しています。2019（令和元）年度は、環境影響評価手続に基づき、発電所の建設 3 件と道路の建設 1 件について、環境保全の見地から事業者意見しています。

水循環については、近年、発電用水、農業用水、水道水、工業用水の水利使用が時代とともに多様化している中、全国的な傾向として渇水の発生頻度が上昇しています。本県では、主要水源を表流水に依存している天竜水系、大井川水系でしばしば渇水が発生しており、特に 2018（平成 30）年 12 月末から 2019（令和元）年 5 月にかけて、天竜川水系で 132 日間、大井川水系で 147 日間の長期にわたる節水対策を実施しました。

#### <今後の課題>

- ・環境への影響を回避・低減するとともに、住民等の理解を得るため、事業の実施が自然環境や生活環境に及ぼす影響を十分に調査、検討し、影響を回避、低減するなど、環境に配慮した事業の実施を事業者へ促す必要があります。
- ・水環境は良好であるものの、さらに生活排水による汚濁を低減させるために、汚水処理施設の整備や環境負荷を低減させる行動等について、県民への普及啓発を行うとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。
- ・気候変動に伴う降雨量の変動幅が年々増大しており、ダム貯水量や河川流況の情報把握及びそれらの情報を踏まえたきめ細かな関係利水者間の調整が必要です。
- ・気候変動による涵養量の減少、集中豪雨や渇水に起因する短期的水位変動の影響など、地下水障害が深刻化するリスクに対応し、地下水の保全と持続的な利用を図るため、適切な地下水観測体制の維持が必要です。
- ・懸念される水災害リスクの増大に対応し、水インフラの被害を防止・最小化するため、水道施設の戦略的な維持管理・更新や、広域化等による水道事業の基盤強化が必要です。

○本県における大気汚染に係る環境基準の達成状況

		一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局
		令和元年度	令和元年度
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	有効測定局数	30	1
	達成局数	30	1
	達成率 (%)	100	100
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	有効測定局数	45	10
	達成局数	45	10
	達成率 (%)	100	100
一酸化炭素 (CO)	有効測定局数	4	9
	達成局数	4	9
	達成率 (%)	100	100
浮遊粒子状物質 (SPM)	有効測定局数	41	9
	達成局数	41	9
	達成率 (%)	100	100
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	有効測定局数	29	7
	達成局数	29	7
	達成率 (%)	100	100
光化学オキシダント (O <sub>3</sub> )	有効測定局数	43	
	達成局数	0	
	達成率 (%)	0	

出典：静岡県生活環境課

○本県における節水対策実施日数 (単位：日)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
水系					
天竜川	32(7)	0(0)	44(0)	116(97)	16(16)
大井川	0(0)	35(0)	97(0)	95(0)	52(0)

(注) ( ) 内は、第 2 段階の取水制限 (一次節水対策) 以上の日

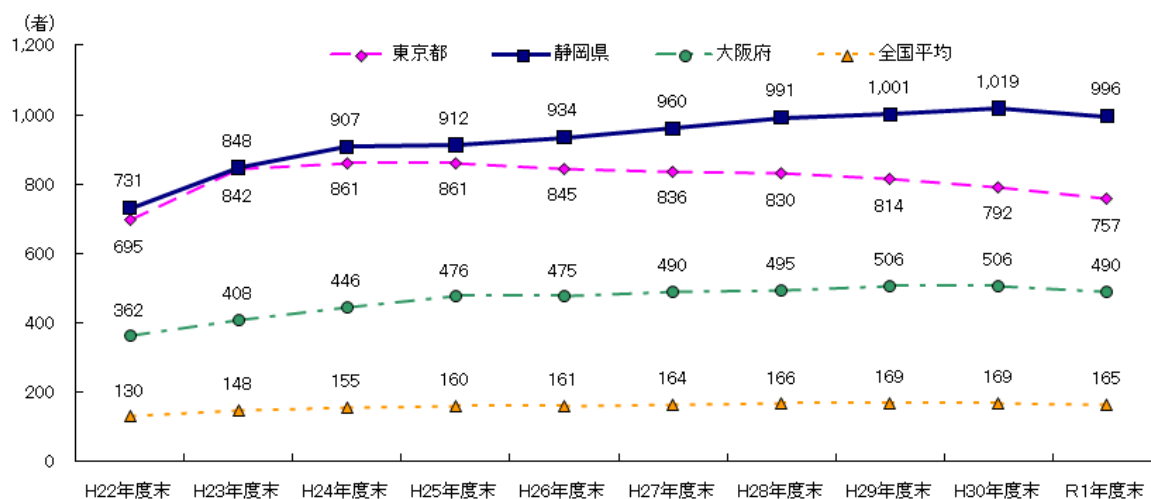
出典：静岡県水利用課

(5) 全てに共通する施策

本県では、企業の環境保全意識が比較的高く、環境マネジメントシステムの一つであるエコアクション 21 の認証事業者数が 996 者 (令和元年度末) で、都道府県別で全国 1 位になっています。また、2019 (令和元) 年 8 月には、全国初となる地域 ESG 金融連絡協議会が発足するなど、県内では環境ビジネスや環境経営に関する機運が高まりつつあります。

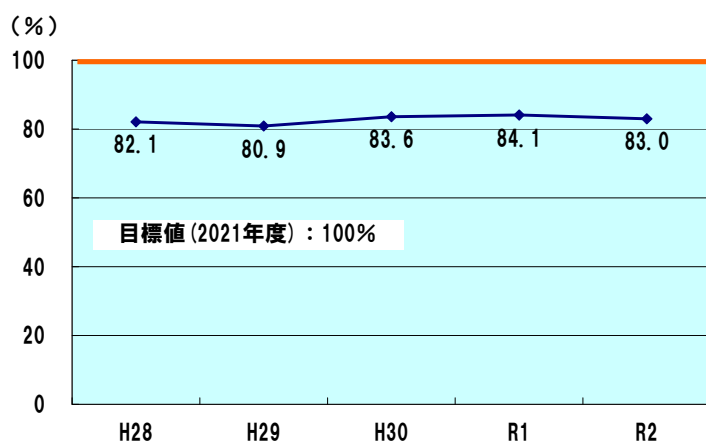
2020 (令和 2) 年度の県政世論調査では、日頃から環境保全活動を実践している県民は 83.0% と、多くの県民が日頃から環境保全活動を実践していることがうかがえます。また近年の傾向としても、8 割代を維持していることから、家庭や事業所での節電・節水などの身近な環境保全活動が定着しつつあります。

○エコアクション 21 の認定事業者数の推移（上位都道府県及び全国平均）



出典：静岡県「令和2年版環境白書」

○環境保全活動を実践している県民の割合



出典：静岡県「令和2年版環境白書」

<今後の課題>

- ・企業による環境に配慮した事業活動を促進し、環境保全と経済成長を両立させるため、これまでに醸成した環境分野への投資が企業価値を高め、成長に繋がるという機運を具体的な取組につなげる必要がある。
- ・将来にわたって環境保全を推進できるよう、人材の確保と資質の向上を図るとともに、若い世代に対する意識啓発、環境教育に重点的に取り組む必要がある。
- ・人や社会、環境に配慮したエシカル消費をはじめとした持続可能なライフスタイルへの理解を促進する必要がある。